

平成 29 年 7 月 18 日  
水管理・国土保全局治水課  
九州地方整備局河川部

## 権限代行による福岡県管理河川の土砂・流木の除去を国が緊急的に実施 ～改正河川法で新たに創設した制度の適用第 1 号～

九州北部における豪雨により、福岡県管理区間の筑後川水系赤谷川、大山川及び乙石川（いずれも朝倉市）では、大量の土砂や流木が流出しており、福岡県知事からの要請を受け、国が権限代行により緊急的な河道の確保に向けた土砂等の除去を実施します。

この権限代行制度は、先の国会で成立した改正河川法に基づき新たに創設したものであり、今回初めて新制度を適用します。

九州北部における豪雨では、筑後川右岸側を中心に甚大な被害が発生しました。特に、赤谷川、大山川、乙石川の流域では、上流で山腹崩壊が多数発生したことに伴い、大量の土砂や流木により河道が埋塞し、次の出水時に二次災害が発生するおそれが極めて高い状況となっています。このため、緊急的な対策が必要であるとともに、土砂の流動性が高いことなどにより高度な技術を要することから、福岡県知事からの要請を受け、改正河川法に基づく新たに創設した権限代行制度により、国が緊急的な河道の確保に向けた土砂等の除去を実施します。

- 河川の名称 筑後川水系赤谷川、大山川、乙石川
- 区 間 赤谷川 筑後川との合流点から朝倉市杷木赤谷地先まで  
大山川 赤谷川との合流点から朝倉市杷木大山地先まで  
乙石川 赤谷川との合流点から朝倉市杷木松末地先まで
- 工事の内容 河道内の堆積土砂及び流木の除去
- 工事開始の日 平成 29 年 7 月 18 日（火）

（参考）河川法の改正を含む水防法等の一部を改正する法律の概要

[http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizukokudo02\\_tk\\_000001.html](http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizukokudo02_tk_000001.html)

### ＜問い合わせ先＞

- 【制度に関すること】 国土交通省水管理・国土保全局 治水課  
企画専門官 森久保 司（内線：35514）  
課長補佐 斉藤 喜浩（内線：35572）  
代表：03(5253)8111 直通：03(5253)8454 FAX：03(5253)1604
- 【実施内容に関すること】 九州地方整備局 河川部河川計画課  
課 長 坂井 佑介（内線：3611）  
建設専門官 森 康成（内線：3619）  
代表：092(471)6331 直通：092(476)3523